

札幌市青少年科学館条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市青少年科学館条例の一部を改正する条例

札幌市青少年科学館条例（昭和56年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1中備考以外の部分を次のように改める。

別表1（第3条関係）

区分			観覧料	
			単位	金額
展示室	個人	一般	1人1回につき	800円
		高校生、大学生及びこれらに準ずる者（以下「高校生等」という。）		400円
	団体			720円
	回数券		1回観覧券 5枚つづり	3,600円
プラネタリウム	個人	一般	1人1回につき	550円
		高校生等		250円
	団体			500円
	回数券		1回観覧券 5枚つづり	2,500円

(2) 別表1備考1中「及び小学校入学前の」を「、小学校入学前の者及びこれらに準ずる」に改め、同表備考2中「団体とは」を「「団体」とは」に、「総

人員」を「者（高校生等及び備考 1 に規定する者を除く。）の総数」に改める。

(3) 別表 2 を次のように改める。

別表 2（第 3 条関係）

区分		観覧料	
		単位	金額
共通利用券又は セット観覧券	一般	1 人 1 回に	1,100 円
	高校生等	つき	550 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の別表 1 及び別表 2 に規定する観覧料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の別表 1 及び別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に発行された回数券は、同日以後においても使用することができる。

（理 由）

青少年科学館の観覧料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。